

モバイル接続料算定に係る研究会（第1回）議事概要

1. 日時：平成24年10月23日（火）14:00～15:30
2. 場所：中央合同庁舎第2号館 10階 総務省第1会議室
3. 出席者
 - (1) 構成員（五十音順、敬称略）
清原 聖子、酒井 善則、関口 博正、東海 幹夫、柳川 範之
 - (2) 事務局
吉良 総合通信基盤局長、安藤 電気通信事業部長、二宮 料金サービス課長、内藤 料金サービス課課長補佐、中村 料金サービス課課長補佐
4. 議題
 - (1) モバイル接続料算定の現状と課題について
 - (2) 自由討議（基本的な検討の方向性）
 - (3) 今後の検討の進め方について

5. 議事概要

【開催要綱について】

開催要綱（案）が了承された。

【座長の選任及び座長代理の指名について】

東海構成員が座長に選任された。また、東海座長より酒井構成員が座長代理に指名された。

【モバイル接続料算定の現状と課題について】

事務局から「モバイル接続料算定の現状と課題」についての説明があった後、意見交換が行われた。概要以下のとおり。

- ・ 今回の研究会を開くに当たって基本的な確認を2点行いたい。1点目は、接続料算定の更なる適正性が求められるというが、その前提となる「環境変化」とは何かという点。2点目は、ブロードバンド答申が提言した「二種指定ガイドラインに基づく接続料設定に関する推進状況の検証」は、どのような方法を用いて行っていくのかという点。

事務局：1点目について、接続料に関して基本的な制度的枠組みが提言された「接続ルール答申」では、今後必要な範囲内で漸進的に精緻化するとされていたことが背景として存在する。二種指定ガイドライン策定以降数年が経過し、事業者間でガイドラインの解釈についてバリエーションが見られるようになった。こうした変化を踏まえ、モバイル接続料算定に係る考え方について精緻化を図るべく今回の研究会を開催するものである。

2点目については、先生方の了解を得られれば、次回以降、事業者ヒアリングを行い、各社の算定に係る考え方について検証していただく方向性を考えてい

る。

- ・ 精緻化ということは制度を抜本的に変更するというより、これまでの整理をさらに煮詰め、リファインするという趣旨との理解で良いか。

事務局：ご理解のとおり。

【自由討議（基本的な検討の方向性）】

事務局より、「基本的な検討の方向性（案）」についての説明を行った後、意見交換が行われた。概要以下のとおり。

- ・ 事務局提示の課題についての質問、その他検討すべき課題があれば提起してほしい。各構成員専門分野も異なることから、専門の領域の観点で意見いただければと思う。
- ・ 課題例5についてだが、自社とMVNOでネットワークの利用に差違はあるのか。MVNOは1社ではないと思うが。

事務局：個々の事業者の接続条件にもよると思うが、通常、差違はないと聞いている。

- ・ 基地局側帯域とISP側帯域について、「両者は異なる」とは何か。

事務局：基地局側帯域とISP側帯域については、様々な要因から、現実に総帯域幅が異なっていると聞いている。まず総帯域幅とは何か、次になぜ基地局側総帯域幅とISP側総帯域幅は異なるのかについて精緻な検証が必要と考えるところであり、事業者ヒアリング等を通じて検証を行っていただきたい。

- ・ ISP側と基地局側の帯域が同一と仮定すると、基地局間で帯域の融通はできないとの理解で良いか。

事務局：ISP側と基地局側の総帯域幅が完全に同一となった場合、完全に効率的なネットワークといえるのかもしれないが、それは現実的には困難と聞いている。

- ・ 4ページ目について、営業費の一部が施設保全的な性格を有するとはどういうことか。

事務局：営業費とも施設保全費とも言える費用があり、移動電気通信役務収支表上では営業費に、別表第二では施設保全費に計上するという考え方が存在する。

- ・ もう少し具体的にどのような費用なのか例を述べることはできるか。

事務局：例えば通話エリアの改善に関連する費用といったものを考えていただければと思う。

- ・ 営業費というと、財務会計では販売費及び一般管理費を思い浮かべる。

- ・ 通常の事業会社の場合も販売費の原価参入は常に問題になる。決めの問題であり、何を原価算入すべきかのルールは統一したほうがいい。接続会計と財務会計はリンクしており、数字は一致すべきとの方向で検討したい。各事業者の取扱いの差違は出来るだけでなくす方向で議論するのが良い。考え方が異なると、会計の1番の目的である比較可能性、また、料金算定の公平性が崩れることになる。

- ・ 会議の進め方に関連するが、先ほど座長から具体的な例の説明を、との指摘があった。算定方法に色々な考え方があると資料に記載されているが、こういった問題がどの程度あるのか細かく見ないと検証できない。その点を確認できる進め方をしたい。

事務局：ご指摘を踏まえ実情を把握できる進め方をしていきたい。

- ・ 事業者に直接確認したほうがよい内容は、次回・次々回のヒアリングで確認する形がよい。
- ・ 課題例毎にコメントしたい。課題例1について、「この考え方は適正か」とあるが、「この考え方」の意味するところは何か。課題例2について、数値の一致が必要ないとの考え方には違和感がある。決めの問題であり一致させる方向性ではないか。課題例3は、公平性確保の観点から、限定列挙された営業コストに何が入るのかある程度明確化し、各企業の裁量が入らないようにするのが良いのではないか。各企業の裁量を認める考え方もあると思うが、それは総務省が厳しく事後的にチェックできる体制にあることが前提となるように思う。そうしたチェックは現実的には厳しいとの理解で良いか。課題例4について、CAPMは、株主資本コストを算定するときの考え方であるが、 β やMRPを各企業が自分で決められることで、果たして公平性が担保できるのか疑問がある。これも事後チェックと関わるが、各企業の裁量がありすぎるのであれば、例えば β の算出に業界平均の数値を使うという考え方もあるのではないか。いずれにせよ裁量をどこまで認めるかは検討すべき。課題例5は、ガイドラインが規定する「その需要」は、MVNO側の需要と理解すれば良いのか。

事務局：課題例1の「この考え方」は、設備区分別算定そのものを意味しており、そうした算定が適正かどうか、設備区分別算定の実施を前提とする場合、現在の算定根拠（別表第2）で十分に検証が可能かについてご議論いただきたい。課題例3の総務省の事後チェックについてだが、現在、各事業者より接続会計報告書、配布整理書、別表第二の提出を受けるとともに、考え方につき任意のヒアリングを行い、算定の適正性の検証を行っている。検証の結果必要があれば約款変更命令が可能である。課題例5の「その需要」についてだが、需要の本質は、接続料原価を単位当たり直すことにあることを踏まえると、費用の性質にもよるが、原則、MVNOと自社を含めた需要である。

- ・ 音声とデータの配賦に係る考え方は、各自業者間で統一されているのか。

事務局：音声とデータの配賦に係る考え方は、①二種指定ガイドラインP5(2)イに明記されており、別表1の基準及び適正な基準によりそれぞれの役務に配賦すると規定されている。こうしたレベルでは統一されていると言える。

- ・ これが指針とすると、例えば大きなコンピュータなどを何%どの役務に使用しているかまで規定していないという理解でよいのか。

事務局：現状の配賦基準は別表第1であるところ、おっしゃるような詳細までは規定されていないと承知している。

- ・ 配賦整理書を確認するに、配賦プロセスを経ずに機能に直課されるコストはほとんどないと思われるが、その理解でよいか。

事務局：事業者により個別の事情はあると思うが、そうした直課されるコストは必ずしも多くはないと承知している。

- ・ この点は事業者ヒアリングでもポイントの一つとして確認してみることにしたい。
- ・ P6の自己資本利益率について、各変数を一意に決めるのは難しい。幅があるところは工夫しなければと思う。関連するが、現在、他人資本を調達して他国の事業者に投資するケースがあるが、他人資本比率についてある程度操作が可能と言えるのではないかと。他人資本比率の考え方も公正性の観点から議論の余地があると考ええる。
- ・ 営業費の算入に様々な考え方が存在するとの部分が気になっている。事務局は算定の実態を把握していると思うが、その上で「問題」として資料に記載していることを踏まえればガイドライン改正が必要との考えと理解してよいか。

事務局：現在、「課題」があるのは承知しているが、「問題」が生じているかまでは承知していない。つまり、営業費の参入について様々な考え方があるという「課題」があることは確かであり、適正な算定と検証についてご議論いただきたい。

【今後の検討の進め方について】

事務局より、「今後の検討の進め方（案）」についての説明を行った後、以下の発言があった。概要以下のとおり。

- ・ 一種の検討はエッセンシャルファシリティを有する事業者という前提があったが、モバイル市場の検討は、競争事業者が複数いることを前提に行わなければならない。その意味で、市場の成熟化を少し待っていたという観点も大きいと思う。今般、各事業者間で公正性を保ち、さらに透明性を保つという新たな難しい課題を投げかけられたと理解している。十分に比較可能性のある会計情報をアウトプットし、それをベースにした料金算定論を議論すべきである。その意味で、この研究会の役割は非常に市場にとって重要である。市場に存在する複数の事業者間での対比が必要であり、次回・次々回は事業者からヒアリングを実施し、各事業者からはそういう方向での情報を期待したい。

【その他】

第2回会合は10月30日（火）に開催する予定。

以上